「健康福祉審議会こども分科会(子ども・子育て会議)」について

1 目的等

健康福祉審議会は、高齢者、障害者及び子どもをはじめ とするすべての市民が健康で安心して暮らすことができる よう、加賀市の健康及び福祉の推進について調査審議する ことを目的とする。

健康福祉審議会では、加賀市地域健康福祉計画(福祉こころまちプラン)を見直しし、市の計画を策定するとともに計画に掲げる施策の推進と評価、見直し(PDCAマネジメントサイクル)を続けながら、その計画のもとに掲げられた各種事業計画を総合的に推進していく。

2 分科会等

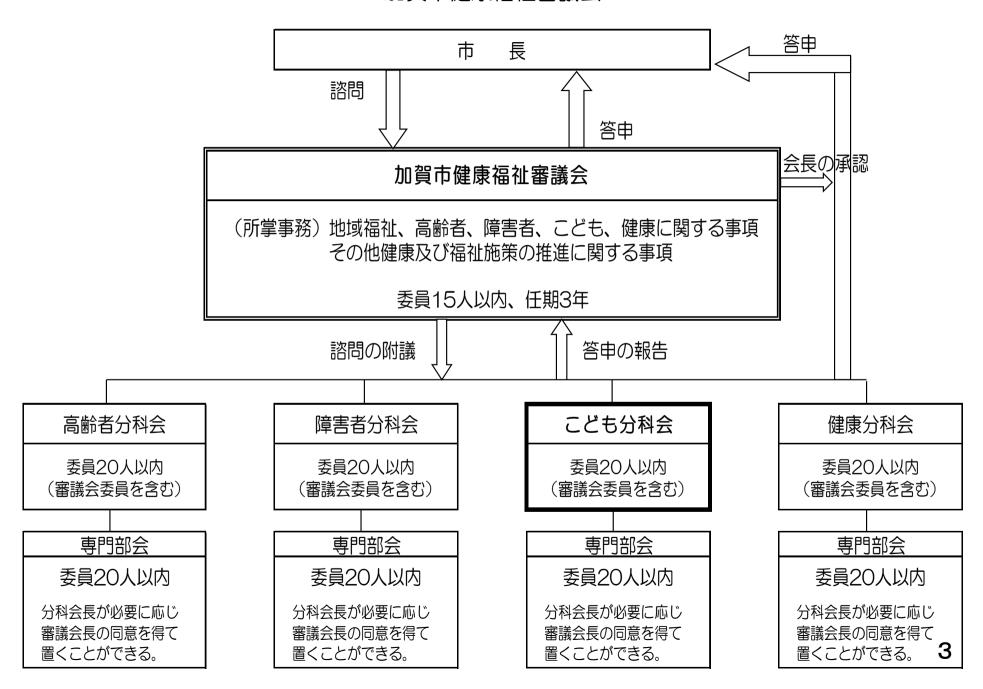
健康福祉審議会に、専門の事項を調査審議するため、 次に掲げる分科会を置き、それぞれの各種事業計画を PDCAマネジメントサイクルにのっとり推進していく。

また、分科会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- (1) こども分科会
 - ① 次世代育成支援行動計画及び子ども·子育て支援 事業計画に関する事項
 - ② 子ども・子育て会議に関する事項(子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務)
 - ③ その他児童福祉を推進するために必要な事項
- (2) 高齢者分科会
- (3) 障害者分科会
- (4) 健康分科会

3 体系図

加賀市健康福祉審議会



(1) こども分科会

② 子ども・子育て会議に関する事項 (子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事務とは・・・)

【子ども・子育て支援法第77条第1項 要約】

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定
- 3 子ども・子育て支援事業計画を定める、又は変更するとき
- 4 市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
 - ※ 上記の1、2、3に該当する場合は、あらかじめ、子ども・子育て会議 の意見を聴かなければならない。